

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月25日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第27号

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例

聖籠町介護保険条例（平成12年聖籠町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、34,560円とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の聖籠町介護保険条例第7条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分以前の保険料については、なお従前の例による。